

白山市犯罪被害者等支援条例 逐条解説



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

○ 白山市犯罪被害者等支援条例

第1条	目的	-----	1
第2条	定義	-----	2
	第1号	-----	2
	第2号	-----	2
	第3号	-----	3
	第4号	-----	3
	第5号	-----	3
	第6号	-----	4
	第7号	-----	4
	第8号	-----	4
	第9号	-----	5
第3条	基本理念	-----	5
	第1号	-----	5
	第2号	-----	6
	第3号	-----	6
	第4号	-----	6
	第5号	-----	7
	第6号	-----	7
第4条	市の責務	-----	7
第5条	市民等の責務	-----	8
第6条	事業者等の責務	-----	10
第7条	総合的支援窓口の設置	-----	12
第8条	日常生活等の支援	-----	13
	第1号	-----	13
	第2号	-----	14
	第3号	-----	14
	第4号	-----	15
	第5号	-----	15
	第6号	-----	16
	第7号	-----	16
第9条	安全の確保	-----	17

第10条	刑事・民事手続への参加についての支援	-----	17
第11条	民間支援団体等への支援	-----	18
第12条	学校における教育の支援	-----	18
第13条	一時滞在者への支援	-----	19
第14条	支援を行わないことができる場合	-----	19
第15条	体制の整備及び人材の養成	-----	20
第16条	市民等及び事業者等の理解の増進等	-----	21
第17条	意見の反映	-----	22
第18条	委任	-----	23
附則		-----	23

○ 白山市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策を総合的かつ効果的に推進するための基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条例が規定する内容の概要を示し、制定の目的を明らかにしています。

【解説】

誰もが、ある日突然、犯罪等に巻き込まれるおそれがあります。

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、その直接的な被害にとどまらず、周囲の無理解や配慮に欠ける言動等による間接的な被害、いわゆる「二次的被害」に苦しめられることも少なくありません。

このような状況の下、平成16年に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」といいます。）が制定されました。

この基本法は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とし、犯罪被害者等の支援の施策に関する基本理念を規定するとともに、国、地方公共団体及び国民の責務を明記し、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを規定しています。

犯罪被害者等が安心して暮らすことができるようになるために、身近な行政機関として、住民の日常生活を支える様々な施策を展開している市の果たす役割は大きく、本条例は、法に規定する目的や理念を実現するために、犯罪被害者等の支援に関する基本理念、市の責務、市民等及び事業者等の役割を明らかにし、支援の基本となる事項を規定しています。

その規定に基づいて、民間支援団体及び国、県などをはじめとする関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、連携を取りながら「犯罪被害者等の権利利益の保護、被害の回復及び軽減」と「犯罪被害者等を支える地域社会の形成」を目指した施策を総合的に推進することで、犯罪被害者等を支えるとともに「市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与すること」を本条例の目的としています。

【参考】

基本法

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被

害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

【趣旨】

本条は本条例における用語の定義を規定したものです。

(1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規定する犯罪等をいう。

【解説】

基本法第2条第1項において、「犯罪等」とは、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」と定義されていることから、本市の条例においても同様の定義としています。

「犯罪」とは、個人の生命、身体又は財産上に危害を及ぼす行為等、刑法その他の刑罰法令の規定により、刑罰を科せられる行為をいいます。

「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、犯罪ではないがそれに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有する以下のような行為をいいます。

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に規定されている「つきまとい等」で反復しない程度のものであっても、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為をいいます。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に規定されている「身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」をいいます。
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に規定されている「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食」等の子どもの健康・安全への配慮を怠ることをいいます。

(2) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。

【解説】

「犯罪被害者等」とは、基本法第2条第2項において、「犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族」と規定しています。

本市においても、支援の必要な方に支援がいきわたるよう犯罪被害者等の範

困を幅広く捉え、具体的施策の実施に当たっては、個々の被害者等の状況に応じた支援を行うこととなります。

【参考】

第4次犯罪被害者等基本計画における「犯罪被害者等」とは、

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいい、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴及び解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等の被害を受けた場所等による限定は一切付されていません。当然ながら、個々の施策の対象となる者については、施策ごとに適切に設定されるべきものであるとされています。

- (3) 市民等 本市に住所を有し、居住し、勤務し、又は在学する者をいう。

【解説】

「市民等」とは、本市の住民基本台帳に記録されている者のほか、やむを得ず、住民基本台帳には記録されていないが、市内に現に居住している方に加えて、市内に勤務先がある方や、本市内の学校が通学先となっている児童、生徒及び学生を対象とします。本市内に勤務先や通学先がある場合、一日の大半を本市で過ごすなど実質的な生活の場のひとつとなっていることから、対象となる方の範囲を広げています。

犯罪被害者等が、市内に現に居住していない場合、第13条（一時滞在者への支援）により、被害者が居住する市町に引き継ぐなどの措置を行うこととなります。

- (4) 事業者等 市内において、事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

【解説】

「事業者等」とは、市内において、事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。

- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて拡散されるものを含む誹謗中傷若しくは風評、報道機関による過剰な取材その他これらに類する行為により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の棄損、私生活の平穏の侵害、経済的損失その他の被害をいう。

【解説】

「二次的被害」とは、犯罪被害者等が、行政及び司法の担当者並びに市民等、事業者等を含めた周囲の人からの偏見、無理解、差別、配慮に欠ける言動、インターネット等での誹謗中傷又は報道機関等による過度な取材若しく

は報道、集団的過熱報道（メディア・スクラム）により、正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関して間接的に生じた被害をいいます。

周囲から中傷や興味本位の質問や誤った見方をされたりすることもあり、また心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

二次的被害は、犯罪被害者等に精神的に大きなダメージを与え、

「買い物に行けない。」「学校に行けない。」

「普段の付き合いができない。」「家族間の喧嘩が増える。」

など、地域・社会からの孤立に繋がりがねない深刻な問題を生じさせ、受けた被害の早期の回復又は軽減の妨げとなるものです。

二次的被害を恐れるあまり、何も言わない・何もしないことも避けるべきです。二次的被害を防ぐためには、言ってはならない言葉を多数暗記するよりも、二次的被害を与える可能性のある言動についての敏感な感性を保ち、犯罪被害者等と同じ目線で誠実な対応を心掛けることが重要です。

- (6) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。

【解説】

「再被害」とは、犯罪被害者が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいいます。犯罪被害者等が加害者により再び危害を加えられる事態を防止することが、犯罪被害者等の基本的かつ切実な要望です。

再被害の判断は、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から判断する必要があります。とりわけストーカー、DV、児童虐待等は、一度のみならず、繰り返し被害を受ける可能性が極めて高く、再被害の恐れから転居を余儀なくされることも少なくありません。

- (7) 早期援助団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体をいう。

【解説】

県内であれば、公益社団法人いしかわ被害者サポートセンターがこれにあたります。

- (8) 民間支援団体 早期援助団体及び犯罪被害者等の支援を行うその他の民間団体をいい、犯罪被害者等で構成される自助組織を含む。

【解説】

「民間支援団体」とは、前号の早期援助団体のほか、犯罪被害者等で構成

する自助グループ、犯罪被害者等のためのNPO法人等の団体のほか、犯罪被害者等への支援を行うグループを想定しています。

自助グループとは、同じようなつらさを抱えた方同士が、お互いに支え合い、励まし合う中から、問題の解決や克服を図ることを目的に集う活動を行うグループをいいます。（NPO 法人の例：「犯罪被害当事者ネットワーク 緒あしす」、「いのちのミュージアム」など）

- (9) 関係機関等 国、石川県その他の地方公共団体の機関及び犯罪被害者等の支援に関わる公的組織をいう。

【解説】

「関係機関等」とは、犯罪被害者等支援の施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない関係にある機関、すなわち国、県、警察その他の行政機関のほか、犯罪被害者等支援に特化し、同支援を目的として設立された団体だけでなく、裁判所、検察庁、弁護士会、医師会、保護司会等を指します。

(基本理念)

第3条 本市における犯罪被害者等の支援は、次に掲げる基本理念に基づき、迅速かつ適正確実に推進しなければならない。

【趣旨】

犯罪被害者等基本法を踏まえ、犯罪被害者等の支援を推進するに当たっての基本となる考え方を規定しています。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮して行われるべきものであること。

【解説】

すべて人は、人間として尊重されるべき存在です。

しかし、これまで犯罪被害者等はその尊厳を著しく侵害されてきました。

誰もが犯罪等の被害に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にあることから、当然に保証されるべき犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、犯罪被害者等の個人としての尊厳を尊重した支援が行われることを明らかにしています。

基本法第3条第1項においても、

すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

と規定しています。

- (2) 被害の状況及び原因並びに二次的被害及び再被害の有無、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるべきものであること。

【解説】

犯罪被害者等の支援にあたっては、被害の状況や程度のほか、二次的被害及び再被害の有無、また犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開するため、犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、個々の事情に応じて適切に行われることを明らかにしています。

- (3) 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく実施され、かつ、犯罪被害者等の経済的負担のみならず手続上の負担にも配慮した利用しやすい形で行われるべきものであること。

【解説】

犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるようになるまで行う必要があります。

この支援は長期的な時間を要し、また犯罪被害者等が直面する問題は、時間の経過とともに出現し、変化する様々な問題にも適切に対応し、途切れることなく継続性を持ち、支援にあたる必要があります。またその支援については、犯罪被害者等の経済的負担への配慮や犯罪被害者等が利用しやすいものでなければならないことを明らかにしています。

【参考】

「国連被害者人権宣言」（昭和 60 年に国連総会採択）第 5 条には、

被害者に対し、必要な場合には、費用がかからず、かつ迅速で公平に利用できる、公式または非公式の手続きによって被害回復が受けられるように、裁判制度や行政制度を制定し、強化しなければならない。

被害者には、そうした制度を通じて被害回復を請求できる権利があることを知らせなければならない。

と規定されています。

- (4) 犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう配慮するとともに、二次的被害及び再被害を生じさせることがないように行われるべきものであること。

【解説】

犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉、つまり人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価や人格権に基づく法律上保護される平穏生活権に配慮して行われ、二次的被害や再被害を発生させないように行われることを明らかにしています。

- (5) 犯罪被害者等の個人情報に関する管理及び犯罪被害者等の心理状態に特段の配慮をして行われるべきものであること。

【解説】

犯罪被害者等に係る個人情報の不適切な取扱いは、二次的被害や再被害の発生にも発展する可能性が高いことから、嚴重な個人情報の管理が必要です。

また犯罪被害者等は、犯罪等の影響から精神状態が不安定になるなどの心理的外傷による影響についても特段の配慮を要しながら適切に行われることを明らかにしています。

- (6) 市、市民等、事業者等、民間支援団体及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されるべきものであること。

【解説】

犯罪被害者等の支援は、市が単独で行いきれるものではなく、市民等、事業者等、民間支援団体、国や県などの関係機関等が緊密に連携協力して、取り組んでいく必要があることを明らかにしています。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等を支援するための施策を総合的に策定し、効果的に実施する責務を有する。

- 2 市は、前項に定める施策の策定及び実施に当たっては、関係機関等及びその他の関係する者と連携し、協力しなければならない。

【趣旨】

本条では、市の責務について規定をしています。

【解説】

第1項について

第3条に規定する基本理念を受けて、犯罪被害者等を支援するための施策の策定と同施策の効果的な実施を市が果たすべき責任であることを明記しています。

基本法第5条（地方公共団体の責務）は、

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の要求に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

と規定しています。

第2項について

第1項の規定を踏まえ、犯罪被害者等のための施策の策定段階から関係機関等及びその他の関係する者と連携、協力し、及び実施をしていくことが市の責務であることを明記しています。

「その他の関係する者」とは、個人として犯罪被害者等に対する援助を

行う者、例えば犯罪等による被害を受けた者に対する心のケアを行う医師や、犯罪被害者等の代理人として活動を行っている弁護士がこれに該当することはもとより、およそ犯罪被害者等の援助に何らかの関わりのあるすべての者が含まれます。

【参考1】

基本法

(連携協力)

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

【参考2】

県条例

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が犯罪被害者等支援を推進することができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(連携協力)

第8条 県は、犯罪被害者等支援に関し、国、市町、民間支援団体その他の関係する者と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支え合うことの必要性についての理解を深めるとともに、二次的被害が生じること及び犯罪被害者等を孤立させることがないように十分配慮しなければならない。

2 市民等は、本市が実施する犯罪被害者等を支援するための施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、市民等の責務について規定しています。

【解説】

第3条に規定する基本理念を受けて、市民等が果たすべき責務について明らかにしています。

第1項について

犯罪被害者等は、地域に生活する一市民であり、犯罪被害者等支援を実行的なものとするためには、地域社会全体の協力が必要不可欠です。

周囲の人の無理解等によって二次的被害を受ける場合があることから、共に地域で生活していく市民等に対して、二次的被害の発生防止に努めるなど犯罪被害者等が置かれている状況や支援について理解を深め、犯罪被害者等を孤立させることがないよう十分配慮することを規定しています。

犯罪被害者等が地域で孤立してしまうことは多々あり、孤立は犯罪等の被害からの回復に対する大きな妨げとなっていることから、市民等それぞれが、犯罪被害者等支援の担い手として自覚を持ち、行動することを求めています。

第2項について

市民等は、市が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力することに努めることを規定しています。

基本法（国民の責務）第6条では、

「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。」

と規定していることから、その趣旨を踏まえ、市民等の責務を明らかにしたものです。

【参考（孤立について）】

基本法「前文」

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとはいえないばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。

しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こ

そ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、本市が実施する犯罪被害者等を支援するための施策に協力するよう努めなければならない。

2 従業員を雇用する事業者等は、基本理念にのっとり、当該従業員が犯罪被害者等になったときは、その者の就労及び勤務について十分配慮するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条では、事業者等の責務について規定をしています。

第1項について

犯罪被害者等は、これまで心身の不調による仕事の能率の低下や対人関係の支障等から二次的被害に発展することも少なくなく、仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に置かれることもありました。

このことから事業者等は、被害者等支援の必要性についての理解を深め、職場内等における二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について従業員の理解を深める機会を設けるなど、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めることを、事業者の責務として明確にしています。

第2項について

現に雇用している従業員が犯罪被害者等となった場合、勤務時間等について十分配慮することを求めています。

犯罪被害者等は犯罪等の被害による直接的な心身への影響や裁判手続等への対応など、様々な事情によって多くの時間が割かれることとなり、仕事を休まざるを得ないことがあります。

有給休暇だけでは対応できない場合も多く、職場に居づらくなったり、働き続けることができなくなる場合もあります。

また犯罪被害者等の意見から、被害者の声を刑事裁判に反映させるため、平成 20 年に刑事訴訟法が改正され、被害者参加制度が設けられました。

被害者参加制度は、一定の犯罪に関して、犯罪被害者等が「公判への出席」「検察官への意見申述」「証人尋問」「被告人質問」「被害者論告」を行うことが可能となりました。刑事裁判に関わらず、民事訴訟に関連する弁護士との調整等の時間が必要となります。

犯罪被害者等が就労を継続できるようにするためには、職場での人間関係についての十分な配慮とともに、犯罪被害者等が裁判手続等に関わることができるよう、就労内容・勤務体制の見直しや、休暇取得の配慮など職場環境を整備することが必要となります。

【参考（第2項関係）】

犯罪被害者等（遺族）の方の声、全国被害者ネットワーク HP

小佐々寛子さんの手記から（抜粋）

当時の刑事裁判は被害者支援が乏しく、地方裁判所へは自分の車でいき、裁判を傍聴した後に職場に遅れて出勤していました。

さらに高等裁判所に行く際には自費で東京に通いました。

加害者が複数のため、裁判が終了するまでに相当の時間を要しました。

つらい時間が長期にわたってもなお、仕事を毎日当たり前のようにならなければならない現実がありました。

犯罪被害者になっても人と変わらない普通の生活を強いられ、刑事裁判で父を殺めた加害者の顔を見てその足で職場に行きました。

職場では「犯罪被害者」だからという理由で特別な配慮はありません。

父を亡くしたつらさや裁判での疲労も理由になりません。

精神的疲労に陥っても長期休暇はもらえませんでした。

どんなにつらくても事件前と同じように出勤して、同じ量の仕事を続けなければなりません。

業績が落ちれば、私の責任でなくても叱責され、仕事時間の短縮も受け入れてもらうことは困難でした。

誰も好きで「犯罪被害者」になったわけではありません。

仕事をしていれば裁判はすべて傍聴できません。

すべて傍聴することになれば昇給や解雇にもかかわってきます。

そのくらい、日本の社会は犯罪被害者にとって生きづらいのです。会社勤めをしていた私は、裁判が進むにつれ非常に精神のバランスを崩していきました。

事件がなければ通院することもなかった医療費も負担し、車の運転をしても事故を起こすのではないかと恐怖でした。当然のように仕事を続けることは困難になりました。

(総合的支援窓口の設置)

第7条 市は、犯罪被害者等を支援するための施策に係る部局が緊密に連携して適切な支援を行うため、犯罪被害者等の利便性を確保した支援に係る総合的な窓口を設置するものとする。

【趣旨】

本条では、市は、犯罪被害者等の支援に関する総合的窓口を設置して、犯罪被害者等からの相談に応じることを規定しています。

総合的支援窓口とは、犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行う窓口をいいます。

【解説】

本市では、総合的支援窓口については、市民生活部地域安全課がその役割を果たし、ワンストップ窓口として、関係する部署若しくは関係機関等で利用できる支援制度の案内又は関係機関等に関する情報提供若しくは橋渡しを行います。

また犯罪被害者等の状況から、相談者の求めに応じて、居宅や関係機関に出向き、相談を受けることなども想定しています。

【参考】

基本法

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活等の支援)

第8条 市は、本市に住所を有する犯罪被害者等（これに準ずると市長が認める者を含む。以下「対象者」という。）が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、次に掲げる施策を行うものとする。

【趣旨】

本条では、市は、犯罪被害者等の支援に関する総合的窓口を設置して、犯罪被害者等からの相談に応じることを規定しています。

【解説】

犯罪被害者等支援の対象者は、犯罪被害者等のうち、本条例第2条第3号に規定する市民等のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者及びこれに準ずると市長が認める者としてします。

これに準ずると市長が認める者とは、やむを得ない事由により、本市の住民基本台帳に記録することができない者を指します。

「やむを得ない事由」の例として

- ・ DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動している方
- ・ 一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方

などが挙げられます。

- (1) 対象者が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、早期援助団体及び関係機関等との連絡調整を図る等必要な支援を行うこと。

【解説】

本条例第7条に規定する「総合的支援窓口」において、対象者の様々な問題への対象方法等の情報提供や助言を行うとともに、早期援助団体や関係機関などとの連絡調整を図り、支援が途切れることなく行われることなどを規定しています。

「必要な情報の提供及び助言」とは、対象者が利用できる制度に関する情報、関係機関等が行う支援に関する情報、経済的支援に関する情報、医療機関に関する情報、裁判手続等に関する情報等の提供とそれらに関する助言をいいます。

【参考】

基本法

（相談及び情報の提供等）

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面

している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

- (2) 犯罪等により精神的又は身体的な苦痛を受けた対象者に対し、その経済的負担の軽減を図るため必要な支援を行うこと。

【解説】

本市では、これまで白山市犯罪被害者等見舞金支給要綱（平成 30 年告示第 190 号）に、遺族見舞金及び傷害見舞金の支給等を規定していました。

同要綱（趣旨）第 1 条では、

犯罪行為により不慮の死を遂げた市民の遺族又は重傷病を負った市民に対する犯罪被害者等見舞金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

と規定されており、見舞金支給の目的が明記されていないことから、本条例制定にあたっては、経済的負担を軽減する目的を明記するとともに、見舞金から支援金に名称を変更することにしました。

国の犯罪被害者等給付金が支給されるまでには、相当の期間を要することから、支援金の支給は、迅速に行われることが不可欠です。

【参考】

平成 18 年 6 月、犯罪被害者等基本計画に基づき開催された経済的支援に関する検討会（第 6 回）において、旧「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の問題点」として「見舞金という犯給法の趣旨に問題がある」犯給法は、お見舞い金的性格を有するものであるが、これでは犯罪被害者等基本法と既に齟齬が生じており、趣旨において問題がある。などの指摘を受けています。

- (3) 犯罪等により対象者が受けた心理的外傷その他深刻な精神的不調からの回復を図るため必要な支援を行うこと。

【解説】

精神的な被害からの回復については、精神科医、臨床心理士、公認心理師、精神保健福祉士等による治療及び心理カウンセリング等を受けられるようにするなどの支援を行います。

【参考】

基本法

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第 14 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、そ

の心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

- (4) 対象者が家事等の支援を要する場合に、適切なサービスが提供されるよう必要な支援を行うこと。

【趣旨】

家事等の支援を規定しています。

【解説】

犯罪被害者等は、その犯罪被害による精神的な外傷によって、それまでできていたことができなくなったり、やらなければならないことが増えたりすることがあります。

また本人、家族が犯罪等による被害を受けると病院の付き添いや警察の事情聴取、裁判手続など時間や行動に制約が生じます。

犯罪被害者等である対象者の置かれる状況は多様であり、家族構成の違いや身近な人からサポートを受けられるかどうかなどによって、日常生活上必要とする支援には大きな違いが現れます。

このため、対象者の状況を丁寧に聞き取り、正確に把握した上で、個々の事情に応じ、家事援助を行う者の派遣に要する費用や一時保育に要する費用を助成するものとします。

- (5) 犯罪等により従前の住居に居住し難い対象者の居住の安定を図るため必要な支援を行うこと。

【趣旨】

居住の安定のための支援を規定しています。

【解説】

犯罪等の影響による住居の損傷、心理的な影響、二次的被害や再被害等から、従前の住居に居住することが困難となることがあることから、負担軽減のための転居費用援助など必要な支援を行います。

【参考1】

基本法

(居住の安定)

第16条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

【参考2】

県条例

(居住の安定)

第 16 条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（石川県県営住宅条例（昭和 34 年石川県条例第 45 号）第 2 条第 1 号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(6) 対象者が申請を要する各種支援を円滑に受けられるよう必要な支援を行うこと。

【趣旨】

本条例第 7 条に規定する総合的対応窓口において、対象者の求めに応じて各種申請手続きの補助を行うことを規定しています。

申請手続きの補助を行うものとして

- 捜査機関への申請
- 行政機関への申請
- 早期援助団体への申請

などが挙げられます。

(7) 犯罪等により対象者に生じた外出に対する不安感を軽減するため必要な支援を行うこと。

【趣旨】

犯罪被害者等は、被害による心身の苦痛が残っている状況であっても、裁判所、警察署等に行かなければならないことがあります。

しかし、その場所は日常的に市民が訪れる機会が少なく、特に被害を受けた犯罪被害者等には精神的にストレスが多い場所であると推測されます。また、法律用語など日常聞きなれない言葉を多く使った説明では、精神的に苦しい状況にある犯罪被害者等には受け入れられないことがあります。

そのため、対象者の求めに応じて市職員が、裁判所や市役所などの公的機関に加え、必要に応じて医療機関等への同行支援を行い、犯罪被害者等の不安感をやわらげるよう努めます。

【解説】

早期援助団体である「公益社団法人いしかわ被害者サポートセンター」においても付添いの支援を行っていることから、同サポートセンターと連携し調整を行いながら、支援にあたることとします。

(安全の確保)

第9条 市は、対象者が二次的被害及び再被害を受けないようにするため、早期援助団体及び関係機関等と連携協力し、関係機関等による一時保護及び施設入所に関する情報提供、被害予防に係る助言その他の対象者の安全を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、対象者への二次的被害の発生及び再被害を受けないことのないよう、情報の保安全管理に努め、警察をはじめとする関係機関等と連携を図りながら、対象者の安全を確保することを規定しています。

【解説】

犯罪被害者等への支援を行うにあたって、犯罪被害者等の安全の確保を行うことが最優先事項となります。

安全の確保は、

- ・ 相談時の安全
- ・ 二次的被害の防止
- ・ 再被害の防止

の3つに分類されます。

安全の確保には、犯罪被害者である対象者に関する情報の保安全管理が極めて重要です。

不適切な情報管理により、SNS等での誹謗中傷等によるプライバシー権を侵害する二次的被害や加害者からの再被害の可能性があります。

市では、対象者の安全を確保するため、警察をはじめとする関係機関等と連携を図りながら必要な措置を講じます。

(刑事・民事手続への参加についての支援)

第10条 市は、対象者による当該犯罪被害に係る申告並びに刑事手続及び民事手続への参加を容易にするため、関係機関等と連携し、必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

対象者が、刑事手続及び民事手続に参加することを希望する場合、対象者に新たな負担等が増えることとなります。この負担軽減のため、弁護士への法律相談をはじめとする支援を行うことを規定しています。

【解説】

市は、犯罪被害者等支援に精通した弁護士を犯罪被害者等に紹介できるように、日本司法支援センター（法テラス）の精通弁護士紹介制度の活用や金沢弁護士会の犯罪被害者支援委員会との連携を進めます。

(民間支援団体等への支援)

第11条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、本市が実施する犯罪被害者等を支援するための施策に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

2 市は、対象者がその被害に係る事件の被疑者の特定等に関する情報の提供を公衆に求める活動を行う場合は、当該活動の実施に際して必要な支援を行うことができる。

【趣旨】

早期援助団体を始めとする支援を行う民間支援団体の活動促進を図るための支援及び被疑者の特定等に関する活動の支援について規定しています。

【解説】

第1項について

民間支援団体が持つ専門的知識や経験を活用し、犯罪被害者等支援の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、情報の提供、広報啓発への協力など必要な施策を講ずるものとしします。

第2項について

対象者及び対象者の民間支援団体が、街頭等において被疑者特定のため公衆に情報の提供を求める活動などを行う場合、必要な支援を行うものとしします。

(学校における支援)

第12条 市は、児童、生徒又は学生が犯罪等の当事者となることがないようにするとともに、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害の防止の重要性に関する理解を深めるため、市が設置する学校において、児童、生徒又は学生の発達段階に応じた教育活動が実施されるよう必要な支援を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等となった市民等が児童、生徒又は学生であるときは、その者が通学する学校において、その置かれている状況に応じた配慮がなされるよう必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

学校教育は、人格形成に重要な位置を占め、極めて重要であり、人権教育が時代の要請となっています。

小学生、中学生の時期に被害者に関する教育をすることは、いじめ防止に大きな効果があるほか、さらに大人になってからも虐待行為や暴力行為をしないようになることは、被害者学の知見上からも明らかとなっています。

現に犯罪被害者等に関しての教育が学校等において、行われていることや当該教育の重要性などに鑑み、本条例（市民等及び事業者等の理解の増進等）第16条とは、別に規定しています。

【解説】

第1項について

本項は、学校において、年齢に応じ段階的に、犯罪の当事者（被害者、加害者）になることのないよう、発達段階に応じて犯罪被害者等支援に係る取組の必要性について理解を深め、二次的被害の防止に努めることが重要です。

第2項について

本項は、「犯罪被害者等」は、児童又は生徒が犯罪被害者である場合のほか、被害者の兄弟姉妹である場合や、子どもである場合も想定されます。このため、第1項に規定する二次的被害の防止教育のほかに、被害者等である児童や生徒が登校する場合など、心理状態等に十分配慮する必要があります。

(一時滞在者への支援)

第13条 市は、本市に一時滞在する者が市内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、その者が住民登録されている他の地方公共団体と連携及び協力して、第8条第1号に規定する支援を行うものとする。

【趣旨】

本市以外に居住する犯罪被害者等に関して、犯罪被害者等が居住する当該地方公共団体との連携を規定しています。

【解説】

犯罪被害者支援の対象となる者は、本市に住居を有するか、否かによって支援内容が異なることとなります。

本市の支援対象とならない犯罪被害者等については、本条例第9条に規定する相談、情報提供等、可能な範囲で支援をした上で犯罪被害者等が居住する地方公共団体の犯罪被害者等施策担当部署総合対応窓口につなぎ、途切れない支援の実現を図ります。

犯罪被害者等が本市以外に転居した場合についても、同様に連携することとします。

(支援を行わないことができる場合)

第14条 市は、犯罪等を誘発した場合その他対象者への支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる事由があるときは、当該事由がある対象者に対して第8条から前条までに規定する各種支援の全部又は一部を行わないことができる。

【趣旨】

本条は、対象者に支援を行うことが、社会通念上適切でないと認められるときは、市は支援を行わないことができることを規定しています。

【解説】

被害にかかる犯罪等について、

- 教唆
(他人をそそのかして犯罪実行の決意を生じさせる行為)
- ほう助
(物質的であるか、精神的であるかを問わず、何らかの方法で犯罪の実行を手助けする行為)

があった場合、当該対象者による

- 過度の暴行や脅迫など当該犯罪等を誘発する行為があった場合など、支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合には、支援を行わないことができることを規定しています。

また、犯罪被害者等が白山市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員である場合は、支援を行わないものとします。

（体制の整備及び人材の養成）

第15条 市は、早期援助団体及び関係機関等と緊密に連携及び協力し、犯罪被害者等を支援するための施策を総合的かつ円滑に行うことができるよう体制を整備するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、支援を担う人材の養成並びに資質及び能力の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

第1項について

各種犯罪被害者等支援を迅速かつ効果的に行うことができるよう体制の整備と犯罪被害者等支援の従事者に関して、人的整備を行うことを規定したものです。

第2項について

犯罪被害者等の相談に応じ、適切な支援を行うためには、支援に資する様々な制度に関する知識に加え、犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための知識・技能が求められることから、研修及び講演会等人材育成に関する施策の実施について規定するものです。

犯罪被害者等支援に携わる市職員のみならず、市職員全体が犯罪被害者等支援を理解することが極めて重要です。

【参考】

基本法

（調査研究の推進等）

第21条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(市民等及び事業者等の理解の増進)

第16条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次的被害の可能性その他の犯罪被害者等への支援の必要性について市民等及び事業者等の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市長は、広く犯罪被害者等への支援に関する関心及び理解を深めるため、前項の施策に係る重点期間を設けることができる。

【趣旨】

犯罪被害者等の方が置かれている様々な課題、二次的被害発生の可能性、その他の支援の必要性について、市民等及び事業者等の方々の理解を促進するため、市が広報啓発活動のほか必要な施策を講ずることを規定しています。

【解説】

第1項について

社会全体で犯罪被害者等の支援が行われるよう、広く犯罪被害者等の置かれている状況や必要としている支援についての理解を深め、そのことが周囲の人々の配慮のない言動や無関心による二次的被害の発生を防止することにもつながることから、市が市民等及び事業者等に対し、犯罪被害者等支援に関する教育活動、広報活動、啓発活動等を行うことを規定しています。

第2項について

平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間（11月25日から12月1日まで）が「犯罪被害者週間」（石川県では、「犯罪被害を考える週間」との名称）と定めています。

「犯罪被害者週間」は、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものです。

本市においては、本項を根拠に 11 月を広報啓発重点期間と設定することとします。

【参考 1】

基本法

(国民の理解の増進)

第 20 条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

【参考 2】

県条例

(県民の理解の増進)

第 18 条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定により、県民の間に広く犯罪被害者等支援に関する関心と理解を深めるため、犯罪被害を考える週間を設ける。

3 前項の犯罪被害を考える週間は、11 月 25 日から 12 月 1 日までとする。

(意見の反映)

第 17 条 市は、本市が実施する犯罪被害者等を支援するための施策について、犯罪被害者等、関係機関等及び市民等からの意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条例の犯罪被害者等の施策の策定過程で犯罪被害者等のみならず、関係機関等、市民等からの幅広く意見を頂き、犯罪被害者等の施策に反映させることについて規定しています。

【解説】

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて講じられるべきものであり、犯罪被害者等の方が求めているものを正確に把握し、犯罪被害者等の視点に立って策定、実施される必要があります。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、この条例に規定されている事項のほかに、本条例の施行に関し必要な事項は、規則等で別に規定することを規定しています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定期的見直し)

2 市長は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、国内の法制度の動向及び社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

条例の施行に伴う経過措置を規定しています。

犯罪被害者等の支援に関する世論形成等から基本法等の法令改正等が今後も見込まれ、犯罪被害者等支援についても、より拡充されていくことが予想されます。

このことから本市における犯罪被害者等支援の施策のみならず、条例改正をも視野に入れるということをも明示しています。